

表3 衣浦港3号地廃棄物最終処分場 埋立処分料金

[時限的割引料金：令和4年3月31日まで適用]

時限的割引（4種類）：鉍さい割引、新規割引、基点量超過割引、継続割引  
赤字は廃棄物の種類ごとに適用される単価のうち最も安価となるものを示します。

(単位：円/トン)

区分	処分単価	鉍さい割引単価	新規割引単価	基点量超過割引単価	継続割引単価						
					継続年数 2年目	同 3年目	同 4年目	同 5年目以降			
産業廃棄物	主として安定型区画に処分 廃プラスチック類(※)	溶融固化物	16,100	/	14,500	11,300	13,700	12,900	12,100	11,300	
		その他	61,000	/	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700	
	ゴムくず(※)	61,000	/	54,900	42,700	51,900	48,800	45,800	42,700		
	金属くず	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900		
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500	
		その他	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900	
	がれき類(※)	海面に浮くもの	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500	
		その他	11,200	/	10,100	7,900	9,600	9,000	8,400	7,900	
	管理型区画に処分	自動車等破砕物(※)	溶融固化物	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000
			その他	76,300	/	68,700	53,500	64,900	61,100	57,300	53,500
燃え殻		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
無機性汚泥		15,700	/	14,200	9,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
鉍さい		15,700	9,800	/	7,000	/	/	/	/		
ダスト類		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
第13号廃棄物		15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
一般廃棄物	燃え殻	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
	ばいじん	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
	溶融スラグ	15,700	/	14,200	11,000	13,400	12,600	11,800	11,000		
建設発生土	土壌環境基準に適合するもの	3,000	/	/	/	/	/	/	/		
	その他	8,000	/	/	/	/	/	/	/		

- 注1) 埋立処分料金は、計量重量(10kg単位)で算定する。
- 注2) 産業廃棄物は埋立処分料金のほかに、産業廃棄物税(1トン当たり1,000円)を加算する。
- 注3) 埋立処分料金には消費税が別途課される。
- 注4) 斜字体は鉍さい割引単価、新規割引単価、基点量超過割引単価及び継続割引単価であり、令和4年3月31日までの時限措置とする。
- 注5) 新規割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に新たに廃棄物(鉍さいを除く。)を搬入する事業所の当該年度搬入量に適用する。
- 注6) 基点量超過割引単価については、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に前年度に引き続き搬入する事業所からの廃棄物の年度搬入量が、基点量(平成29年度の搬入実績量)を超過した場合の超過量に適用する。ただし、平成29年度に搬入実績のない事業所については、初年度の搬入実績量を基点量とする。
- 注7) 継続割引単価については、廃棄物(鉍さいを除く。)の年度搬入量が規定量(前年度の搬入実績量の80%)を超過した場合の超過量(基点量超過割引が適用される量を除く。)に適用する。
- 注8) 継続割引単価の継続年数とは、継続して搬入実績のある年数をいう。ただし、廃棄物(鉍さいを除く。)の年度搬入量が規定量未満の場合(廃棄物最終処分量の減少等のやむを得ない事情がある場合を除く。)は継続がないものとし、1年目として扱う。
- 注9) 各割引に係る運用の詳細については理事長が別途定める。
- 注10) ※の品目のうち、海面に浮くものは当分の間、受け入れない。

## 埋立処分料金の各割引制度の概要 【期間：令和4年3月31日まで】

### ○新規割引 【期間：平成29年11月27日～令和4年3月31日】

#### (1) 割引の対象

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

#### (2) 割引の内容

衣浦港3号地廃棄物最終処分場に、新たに廃棄物(鉱さいを除く)を搬入する事業所の初年度の搬入量について、一律10%割引相当の割引単価を適用します。

### ○鉱さい割引 【期間：平成24年10月1日～令和4年3月31日】

#### (1) 割引の対象

鉱さい

#### (2) 割引の内容

他の廃棄物と比較して比重の大きい鉱さいについて、比重に応じ単価を割引します。

・ 鉱さい割引単価：9,800円/トン（←定価15,700円/トン）

### ○継続割引 【期間：平成28年4月1日～令和4年3月31日】（※平成30年4月1日から一部変更）

#### (1) 割引の対象（前年度以前から継続して搬入がある場合。）

鉱さいを除く産業廃棄物及び一般廃棄物（鉱さいは、鉱さい割引適用。建設発生土は対象外。）

#### (2) 割引の内容

規定量（前年度搬入実績量の80%）を超えて搬入された量（以下、「超過量」という。）に対して、過去からの継続搬入年数に応じて段階的に安い割引単価が適用され、5年目以降で最大30%割引相当の割引単価が適用されます。

なお、規定量以上の搬入実績がない場合には、継続年数は途切れます（※）のでご注意ください。

（※）やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

継続年数 <sup>(注)</sup>	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目以降
割引率	0%	15%	20%	25%	30%

（注）継続年数：割引対象年度まで継続して規定量以上の搬入実績のある年度の数（当該年度を含む。）

なお、平成29年度以前については、搬入実績があれば継続年数とみなします。

#### 【計算方法】

処分料金＝規定量×処分単価（定価）＋超過量×継続割引単価

※ 規 定 量 ：前年度搬入実績量の80%の量

超 過 量 ：当該年度に規定量を超えて搬入された量（基点量超過割引が適用される量を除く。）

継続割引単価：処分単価（定価）×（1－割引率/100）※100円未満切上げ

○**基点量超過割引** 【期間：平成30年4月1日～令和4年3月31日】

(1) **割引の対象**

産業廃棄物及び一般廃棄物（建設発生土は対象外。）

(2) **割引の内容**

前年度から継続して搬入がある事業所から**基点量を超えて搬入された量に対して、基点量超過割引単価を適用**します。

(3) **基点量**

基点量は平成29年度搬入実績量<sup>(注)</sup>とします。

また、基点量は**産業廃棄物（全品目合計）と一般廃棄物のそれぞれに設定**します。

(注)平成29年度搬入実績量が無い場合は初年度搬入実績量とします。

【**料金割引適用イメージ**】

搬入年度	年度搬入量	適用される割引
H29	1,000 トン	新規割引（搬入初年度のみ）又は継続割引
H30	1,500 トン	基点量超過割引（基点量 1,000 トン）、継続割引（規定量 800 トン）
R1	1,100 トン	基点量超過割引（基点量 1,000 トン）

※鉾さいの場合は、基点量までの搬入について鉾さい割引単価を適用。

①**基点量 > 規定量**の場合（下図 H30）

- 処分単価(定価)……規定量以下（800 トン分に適用）
- 継続割引……基点量－規定量（1,000－800＝200 トン分に適用）
- 基点量超過割引……基点量超（500 トン分に適用）

②**基点量 ≤ 規定量**の場合（下図 R1）

- 処分単価(定価)……基点量以下（1,000 トン分に適用）
- 継続割引……（適用なし）
- 基点量超過割引……基点量超（100 トン分に適用）

